

「みやぎ障害者プラン（H30～R5）」の成果 報告について

令和6年11月12日 令和6年度第1回宮城県障害者施策推進協議会

目 次

- | | | |
|----------|------------------------------|-------------|
| 1 | 前期プラン（H30～R5）の概要 | P 3 |
| 2 | 前期プラン（H30～R5）の重点施策の検証 | P 5 |
| 3 | 前期プラン（H30～R5）各論の実績 | P 16 |

1 前期プラン（H30～R5）の概要

（1）位置づけ

- ・ 障害者基本法第11条第2項の規定に基づく我が県における障害者のための施策に関する基本的な計画
- ・ 宮城の将来ビジョン等に掲げられた政策の方向性等を実現するための個別計画

（2）計画期間

計画名		年度	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
国	障害者基本計画		第 4 次					第 5 次					第 6 次	
県	みやぎ障害者プラン		前期プラン（6年）					今期プラン（6年）						
	障害福祉計画		第 5 期			第 6 期			第 7 期			第 8 期		

（3）基本的な考え方

○ 基本理念

だれもが生きがいを実感しながら、
共に充実した生活を 安心して送ることができる地域社会づくり

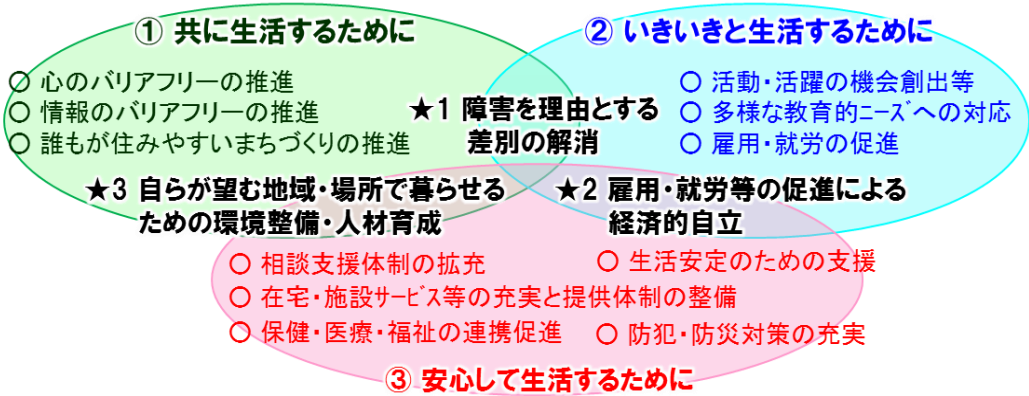
- ①「共に生活するために」
- ②「いきいきと生活するために」
- ③「安心して生活するために」

（４）全体構成

障害のある人の現状等に基づき、計画期間中（平成30年度から令和5年度まで）において、特に重点的に取り組む課題等を「重点施策」として記載するとともに、基本理念に基づく3分野（「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」）ごとに、今後の取組の方向性等を記載する「各論」で構成

重点施策			各論	
1 障害を理由とする差別の解消	2 雇用・就労等の促進による経済的自立	3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成	第1章 共に生活するために	
			第1節 「心のバリアフリー」の推進	
			第2節 「情報のバリアフリー」の推進	
			第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進	
			第2章 いきいきと生活するために	
			第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進	
			第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	
			第3節 雇用・就労の促進	
			第3章 安心して生活するために	
			第1節 相談支援体制の拡充	
			第2節 生活安定のための支援	
			第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備	
			第4節 保健・医療・福祉等の連携促進	
			第5節 防犯・防災対策の充実	

【体系イメージ】★：重点施策
○：各論における施策の方向性



2 前期プラン（H30～R5）の重点施策の検証

重点施策1 障害を理由とする差別の解消

【プラン掲載内容】

県では、差別解消法の施行に併せ、県職員の対応要領を策定するとともに、障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置、市町村や関係機関等と連携した相談・紛争防止体制の整備を推進してきました。

今後は、引き続きこれらの施策の充実を図りながら、個別の相談事例の収集・分析等を通じた望ましい対応の共有や、障害及び障害のある人に対する県民の一層の理解促進と周囲の人々の配慮の促進に取り組みます。

（1）主な推進施策の取組状況

①行政機関等における配慮

- ・平成28年度に県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職や新任職員に対し、「障害者差別解消法」や令和3年に県で制定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」）について内部研修を実施し、障害の社会モデルや合理的配慮についての理解を促した。
- ・県が主催する会議や各種行事等について、手話通訳や要約筆記、資料点訳等の合理的配慮の提供を行うとともに、県の窓口で遠隔手話通訳やコミュニケーション支援アプリケーション（UDトーク）を導入したタブレット型端末を設置した。
- ・視覚障害者向けに点字又はCDによる県政だよりを配布した。

②普及啓発・広報活動の推進

- ・みやぎ出前講座のメニューに障害者差別解消法を掲載しており、要望があれば民間団体等に出向き、出前講座を実施した。
- ・障害者に対する県民の理解を促進するため「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募するとともに、受賞作品等の展示を行い、障害に対する理解促進の促進に取り組んだ。
- ・県庁内での就労支援事業所の販売会（働く障害者ふれあいフェスティバル）においてブースを設けてヘルプマークの配布、普及啓発を行った。また、歩行が困難な障害者などに対して、公共施設や商業施設などに設置されている障害者用等の駐車区画の利用証を交付した。
- ・「共生社会づくり条例」制定を機に、「障害を理由とする差別解消のための体制整備」や「共生社会の実現」のための施策として、令和3年度から以下の事業に取り組んだ。

① 障害を理由とする差別の解消に向けたリーフレットの作成

小学校において総合的な学習の時間等で使用することを想定した一般県民向けのものと、事業者向けのものの2種類を作成した（事業者向けのものについては、「商品販売・サービス分野編」「交通・不動産分野編」の2種類を作成）。上記の他、手話の普及啓発用リーフレットや合理的な配慮のための環境整備事業（R3～R5実施）の事例集も作成。

② ラジオ放送による普及啓発（R3）

令和3年6月からDate FMで、障害を理由とする差別の解消について放送を行っており、令和4年3月までに計28回実施した。

③ スマートフォンアプリを活用した助け合い実証事業（R3～R5）

学生など若い世代に働きかける取組として、スマートフォン用アプリを活用した手助けを必要とする人と手助けしたい人との意思疎通を促す実証事業を令和3年度から令和5年度にかけて実施した。

学生を対象とした体験交流会やワークショップの開催、プロスポーツの試合会場でのチラシ配布や「とっておきの音楽祭」でのうちわ配布を通して、広く県民にスマートフォンアプリを活用した助け合いの呼びかけを実施した。

④ 合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金（R3～R5）

県内事業者が、障害者に配慮した環境整備を行う場合に整備費用を助成し、その優れたモデル的取組を県民や事業者幅広く情報発信を行った。

R3～R5の実績：補助件数 29 件（宿泊業 16 件、医療機関 2 件、観光施設 1 件、その他 10 件）

交付額約 2,100 万円

③相談体制の整備

- ・宮城県社会福祉士会に対し委託している宮城県障害者権利擁護センターについて、条例制定を機に、宮城県障害者差別相談センターの名称も掲げることとし、障害者に対する虐待や障害を理由とする差別について、本人やその家族からの相談に加え、障害者福祉施設や企業等からの相談にも随時対応を行った。
- ・障害を理由とする差別について、事業者の事案に関し、相談では解決しない場合には、当事者からの求めに応じ斡旋を行う調整委員会を設置した。

④関係機関と連携した差別解消の取組

- ・県に寄せられた障害を理由とした差別に関する相談について施策協と情報共有し、必要に応じて紛争の防止・解決に向けた議論を実施した。

（２）取組状況を踏まえた課題と今後の方向性

【課題】

①差別解消や共生社会づくりに関する制度の浸透

令和４年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が26.7%と低い水準であるほか、令和５年３月に障害のある人に対して同様の質問をした基礎調査でも、同法や同条例を「知っている」と回答した割合は３7.1%にとどまっており、制度の浸透を含め障害及び障害のある人に関する相互理解は十分に進んでいるとはいえない状況にある。

②障害及び障害のある人に対する理解と合理的配慮の推進

県民意識調査において、障害を理由とする差別について「経験がある」、「その場に居合わせたことがある」と回答した割合が22.7%であったのに対し、基礎調査で「差別の経験がある」と回答した割合は36.5%（知的及び精神の障害がある人は約４割）となっており、県民の間でも意識の乖離が生じていると考えられることから、これらの解消に向けた取組を進める必要がある。

【今後の方向性】

今後も、県民の障害等に関する理解を深めるための施策や相談・紛争防止体制の整備を推進するための施策の充実を図りながら、個別の相談事例の収集・分析等を通じた望ましい対応の共有や、アートやスポーツなど障害のある人の社会参加や交流機会の確保を通じた障害及び障害のある人に対する県民の一層の理解促進と周囲の人々の配慮の促進に取り組む。

重点施策２ 雇用・就労等の促進による経済的自立

【プラン掲載内容】

引き続き、障害のある人の雇用・就労の機会の拡充と職業能力の開発を図るとともに、就労支援施設等の企業的经营スキルの向上や商品開発・販路開拓に向けた支援、共同受注体制の強化等を通じた工賃向上を促進します。

また、障害のある人の職域拡大に有効な農福連携等の取組を進めるとともに、就労支援施設等の商品・役務等に係る行政機関等の優先調達を推進します。

（１）主な推進施策の取組状況

①安定した雇用の確保

- ・「宮城県障害者雇用支援のつどい」の開催、障害者就職面接会の開催、県内企業に対する障害者雇用要請の実施、精神障害者雇用推進セミナーなどにより障害者雇用促進の啓発を図った。
- ・企業訪問による企業情報の収集・提供、雇用支援・助言、障害者雇用の普及・啓発のほか、セミナーや研修会、職場見学会等の開催、好事例に関するハンドブックの作成・配布を行うことにより、企業における障害者雇用への理解を深め、障害者雇用の推進を図った。

②就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上

- ・工賃水準を引き上げるため、就労支援施設等の経営改善等のために必要なコンサルタントの派遣や、セミナー・研修会を開催した。
- ・働く障害者ふれあいフェスティバルを開催し、障害者が生産活動の訓練や社会参加の一環として作製した製品を紹介・販売することにより障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、県民の障害者就労に関する認識を深める取組を行った。
- ・ＢＰＯを活用した工賃向上モデル事業として、日本財団との連携協定に基づき、共同受注方式により、県内外の企業から切り出された軽作業・請負業務の受注を拡大させ、事業所へ年間を通じて安定した高工賃の仕事を提供していく体制づくりに取り組んだ。

③職業訓練・職業能力の開発

- ・宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため実技を主体とした職業訓練を実施するとともに、公共職業安定所等の関係機関と連携し、その就業を促進した。
- ・「障害者就業・生活支援センター」において、障害者の雇用に関係する職場適応支援と就労や雇用に当たっての日常生活、社会生活上の支援を行い、障害者の職業生活における自立を図った。
- ・みやぎ障害者ＩＴサポートセンターを設置し、講習会や訪問指導の実施やＩＴに関する障害者からの相談に対する電話対応や出張サポートを実施することにより、ＩＴの活用能力を向上させ、就労等を支援した。
- ・障害者の一般就労の促進に向け、県庁内等に発達障害者等を職場実習生として受け入れ、就業体験の機会を提供するとともに、就業に向けた技術の習得を支援した。

④多様な就業機会の創出

- ・就労支援事業所に対し、農業技術や６次産業化等に係る指導・助言や販路拡大等の支援を行うことにより、対象事業所で働く障害者の農業分野への就労を促進した。

⑤行政機関等からの受注促進

- ・就労支援事業所の物品等のリストを作成し、課のＨＰへの掲載や市町村への情報提供を行うとともに、物品等の品質向上について、専門家等の派遣や各種セミナーによる支援を行った。
- ・印刷物や図書購入など、優先調達の推進が期待できる物品等について庁内への周知を図るとともに、「１所属２調達以上」の取り組みを推進した。

（２）取組状況を踏まえた課題と今後の方向性

【課題】

①障害者雇用率の向上

障害者雇用促進法に基づく本県の雇用障害者数は、令和５年度で約6,800人、実雇用率は2.29%、法定雇用率の達成企業数830社といずれも過去最高となったが、法定雇用率（令和５年度：2.3%）には達していない。

②福祉的就労から一般就労への移行を促進する環境整備

- ・雇用障害者数と比して福祉的就労者数の増加率が高い状況であり、一般就労をより増加させることが必要である。
- ・民間企業による実習受入れの機会が不足しており、より一層の企業側の理解と連携・協力が必要である。

③工賃水準の引き上げ

- ・本県の就労継続支援B型事業所における令和５年度の平均工賃月額額は21,039円と全国でも比較的高い水準を維持しているが、「宮城県工賃向上支援計画（第四期）」の目標額23,000円には達していない。
- ・事業所別の平均工賃月額額の中央値は約18,000円であり、平均工賃月額が12,500円未満の事業所が全体の約３割となっている。

④中間的就労の場の創出を含む横断的な支援

発達障害などの障害特性を有しているが障害者手帳を所持しておらず、障害福祉サービスを受けられない就労困難者への支援の必要性が生じている。

【今後の方向性】

- ・障害のある人の雇用・就労の機会の拡充に向け、企業の実習受入れ等の協力・連携を強化するほか、適切なアセスメントと適切な支援により、福祉的就労からの一般就労移行の更なる促進を図るとともに、障害特性から就労困難となっている方々も含め、中間的就労の場など様々な就労機会を創出する取組への支援を継続する必要がある。
- ・職業能力の開発を図るとともに、就労支援施設等の企業的经营スキルの向上や商品開発・販路開拓に向けた支援、BPOの共同受注等を通じた工賃向上を促進する必要がある。
- ・就労支援施設等の商品・役務等に係る行政機関等の優先調達とともに、民間企業・団体との連携による調達を推進する必要がある。

重点施策3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

【プラン掲載内容】

障害のある人の地域生活への移行を進めるため、引き続きグループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相談支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組めます。

特に、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、支援の必要性が高まっている発達障害に関する支援体制の整備を推進するとともに、医療的ケア実施体制の充実に向けた取組を進めます。また、県全域における障害のある人のセーフティネット機能が期待される県立障害者支援施設「船形コロニー」（※現「宮城県船形の郷」）については、老朽化等への対応とともに、民間施設のバックアップ・地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めます。

（１）主な推進施策の取組状況

①介護人材の確保・育成

- ・障害福祉分野における介護人材の確保・育成のため、無資格者が介護職員初任者研修を受講する際の受講費及び代替職員人件費相当分の補助を行った。
- ・また、適切な指定居宅介護等のサービスの提供に当たり必要な知識及び技能を有する者の養成等を目的として、宮城県の指定を受けた「指定研修事業者」が、各種研修を県内各地で開催できるよう指定を行った。

②住まい・支援拠点の整備等

ア 地域生活への移行の推進

- ・地域移行を促進するため、特に整備の必要性が高い重度障害者・精神障害者向けグループホームと地域生活支援拠点を整備する際に、その経費の一部を補助した。

イ 医療的ケア提供体制の整備

- ・令和4年度より医療的ケア児等相談支援センター（通称「ちるふぁ」）を開設し、医療的ケア児に関する相談対応をした（R5相談件数：延1,037件）ほか、医療的ケア児者への直接支援に従事する支援者及び相談支援事業所等において支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成した。

ウ セーフティネット機能の確保・充実

- ・船形の郷の建替えについては、令和元年度から新居住棟2棟の建設工事を着工し、その後も段階的に工事を行い、令和6年度より全面供用を開始した。
- ・入所者は、現状の社会資源や支援体制では地域生活への移行が困難な者が殆どであり、重度・最重度の障害者支援の拠点として、民間施設や地域での生活が困難な者を受け入れるセーフティネット機能を果たしている。

③サービスの質の確保・向上等

ア 相談支援体制の充実

- ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の策定等を担う相談支援事業所や、総合的・専門的相談への対応、地域の相談支援事業所の人材育成等において中核的な役割を担う基幹相談支援センターの従事者の確保・育成に係る研修を実施し、障害のある人やその家族の意向を尊重した適切なサービスを提供する相談支援体制の充実を図った。

イ 障害児支援の充実

- ・「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用した就業・生活支援における教育、福祉、労働等関係機関の継続的な支援体制の充実を図るとともに、職業教育の教育課程の検討、進路の学習等の指導の工夫、外部人材の作業学習等への活用などを実施した。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境を整備するため、看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導のもと、教員が看護師と連携してケアを実施した。

ウ 発達障害のある人の支援の充実

発達障害の社会的認知の高まりによる相談件数の増加や、支援ニーズの多様化により、「えくぼ」1センター体制での対応が困難な状況となっていたため、令和元年度に市町村等を一次支援機関、各圏域に発達障害者地域支援マネジャーを配置し二次支援機関、「えくぼ」に加え、新たに、県直営の発達障害者支援センターを開設し三次支援機関と位置付け、「機能分化と連携を軸に重層的な支援体制」への見直しを図った。

エ サービス提供に係る指導等

指定障害福祉サービス事業者等に対し、対象サービス等の質の確保、並びに自立支援給付等の適正化を図り、事業所等の運営が健全かつ円滑に行われるよう、関係法令に基づき、自立支援給付等の対象サービス等の内容、及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する指導を行った。

（２）取組状況を踏まえた課題と今後の方向性

【課題】

①障害児に対する切れ目のない支援体制の構築

こどもの成長とともに支援のあり方に変化が生じるため、成長過程に合わせた効果的かつ一貫した支援の実施に向けて異なる分野の関係機関の連携を一層進める必要がある。

②発達障害の早期支援・早期療育

県直営の「発達障害者支援センター」や「えくぼ」には、毎年多くの相談が寄せられており、発達障害のある人への支援の必要性は、依然として高い。

③「医療的ケア」を要する人への支援の拡充

県内の医療的ケアを要する人の数は、令和５年１月１日現在で634人であり、全圏域で生活しているため、支援の拡充を進める必要がある。

④障害のある人に対するセーフティネット機能等の充実

地域での生活が困難な障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援体制を整備する必要がある。

【今後の方向性】

- ・ 障害のある人の地域生活への移行を進めるため、障害当事者の意見などを踏まえながら、グループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相談支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組む。
- ・ 障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、発達障害に関する支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア実施体制や医療的ケア児者及びその家族への相談支援体制の充実に向けた取組を進める。
- ・ 地域での生活が困難な障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、建替整備が完了した県立障害者支援施設「宮城県船形の郷」が県全域のセーフティネット、民間施設のバックアップ、地域の社会資源のコーディネートを担当センター機能を備えた拠点施設としての役割を果たしていく。

3 前期プラン（H30～R 5）各論の実績

第1章 共に生活するために

第1節 「心のバリアフリー」の推進

啓発・広報活動や相談体制の整備・相談員の資質向上等による差別解消・虐待防止・権利擁護の推進、福祉教育・地域交流の促進、ボランティア活動の振興、手話通訳員の設置等による行政サービス等の配慮等を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	ヘルプマーク	ヘルプマークの作成・配布、ポスター・チラシの作成・配布	・累計 2 2, 2 0 0 個作成
	パーキングパーミット制度	公共・商業施設などに設置されている障害者用等の駐車区画の利用証交付	・交付枚数：延べ 6, 6 1 7 枚 ・協力施設：6 3 8 施設
	手話通訳員設置事業	手話通訳員を配置	本庁 2 人、地方公所 5 人
R 2	窓口コミュニケーション支援事業	タブレット端末を活用した遠隔手話通訳対応やコミュニケーション支援アプリケーション（UDトーク）導入	R 3 までに、本庁 1 台、地方公所 6 台を導入済み
R 3	障害者差別等に関する理解の普及・啓発事業	県民向け・事業者向けリーフレットの作成・配布	・県民：延べ 7 5, 0 0 0 部 ・事業者：延べ 1 7, 0 0 0 部
	環境整備モデル事業	合理的な配慮の提供のための施設改修や従業員向け研修実施への助成（補助率 3 / 4、上限額 1 0 0 万円）	・補助件数：延べ 2 9 件
	スマホで助け合いサービス実証事業	スマホ用手助けマッチング機能アプリ（メイアイ）を活用した相互理解の促進	・体験交流会や講演会の開催、イベントへのPR ブース出展、企業ワークショップへの参加、 チラシ、うちの配布 等
	障害者虐待防止対策支援事業	宮城県障害者差別相談センターの運営	運営委託 （一社）宮城県社会福祉士会

第2節 「情報のバリアフリー」の推進

手話通訳者・要約筆記者等や点訳・音訳奉仕員の養成等による**コミュニケーション支援**、宮城県視覚障害者情報センター・宮城県聴覚障害者情報センターの運営や点字・音声による県政だよりの配布等による**障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R5までの実績
～H30	手話通訳者・要約筆記者等養成	手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者を養成するとともに、資質向上を目的とした現任研修等を実施	手話通訳 ・実践課程：修了証交付者延べ35人 ・現任研修：受講者延べ509人 要約筆記 ・修了証交付者延べ56人
	点訳・音訳奉仕員養成	視覚障害者の自立と社会参加を図るため、点訳・朗読を行う奉仕員を養成するとともに、資質向上を目的とした講習会等を実施	・点訳：受講者延べ70人 ・音訳：受講者延べ84人 ・ステップアップ：受講者延べ1,612人
	宮城県視覚障害者情報センター運営事業	点字図書や録音図書の貸出による視覚障害者への情報提供、視覚障害に関する相談窓口等	運営委託 (公財)宮城県視覚障害者福祉協会
	宮城県聴覚障害者情報センター運営事業	出前講座の開催や意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者等）の派遣、聴覚障害に関する相談窓口等	運営委託 (一社)宮城県聴覚障害者福祉会
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障害者等に対し、点字又は音声（CD）による県政だよりを配布	・点字版：202部（R5） ・音声版：540枚（R5）
R元	失語症者向け意思疎通支援者養成	失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成	・養成研修：受講者延べ113人 ・講師養成研修：受講者24人
R3	戦略的広報実践事業	知事定例記者会見への手話通訳本格導入	【知事発表項目】について、手話通訳を導入

第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進

改築・更新時におけるユニバーサルデザインの導入等による**誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進**、バリアフリー化等による**公益的施設等の整備**、鉄道駅舎等におけるエレベーターの整備や低床バスの導入支援による**公共交通機関等の整備**、歩行者空間のバリアフリー化に配慮した交通安全施設の整備等による**道路交通環境の整備**、盲導犬育成貸与事業等による**移動手段の確保**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	都市公園安全・安心緊急支援総合支援事業	改築・更新時にユニバーサルデザインを導入	老朽化した複合遊具の更新
	バリアフリーみやぎ推進事業	「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、公益的施設のバリアフリー化を促進する（条例に基づく適合証の交付）とともに、福祉のまちづくりの推進のための普及啓発を実施	・適合証交付：延べ22件 ・福祉のまちづくり読本：延べ98,820部配布
	地方生活バス路線の維持・活性化事業	高齢者や障害のある人の乗り降りの負担を減らすため、ノンステップバスやワンステップバス等の導入を促進	車両購入費補助：延べ118台
	特定交通安全施設設備事業	歩車分離式信号機、視覚障害者用付加装置付信号機、音響式歩行者誘導付加装置付信号機への改良等により、歩行者空間のバリアフリー化に配慮した交通安全施設を整備	補社分離式信号機への改良：延べ47基 視覚障害者用付加装置の整備：延べ74基 歩行者支援装置の整備：延べ108基 エスコートゾーンの整備：延べ2,500m
	盲導犬育成貸与事業	視覚障害者が使用する盲導犬を育成・訓練し、貸与	貸与数：延べ13件
R 3	鉄道駅舎等バリアフリー整備事業	鉄道事業者が駅舎等にエレベーターを設置する事業に対し、市町村が費用を助成する場合、または、市町村が駅舎等にエレベーターを設置する場合にその費用を助成	亘理駅付帯施設及び館腰駅へのエレベーターの設置費用を助成（1台／1,000万円）

第2章 いきいきと生活するために

第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進

図書館における音訳ボランティアの養成・郵送貸出サービスや宮城県障害者福祉センターの運営等による**日中活動の場・学習機会等の充実**、障害者総合体育センターの運営・スポーツ教室の開催や障害者芸術文化活動の支援等による**スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	図書館ボランティア養成事業	音訳ボランティアを募集・育成し、サービス充実を図る。	・音訳ボランティア登録者数：延べ104人 ・活動延べ人数：1,573人 ・専門講座受講延べ人数：183人
	図書館管理運営事業	来館が困難な方のための資料の郵送貸出サービス	貸出数：延べ3,752件（9,698点）
	障害者福祉センター管理運営事業	障害に関する相談・研修事業や障害のある人の日中活動訓練の実施等	運営委託 （福）宮城県障がい者福祉協会
	障害者総合体育センター管理運営事業	障害者のスポーツの普及・振興、心身の健全な発展・自立と社会参加促進を図る。	
	スポーツレクリエーション事業	大会・教室等を開催するほか障害者スポーツボランティアの養成・ネットワーク構築のため研修を実施	・全国障害者スポーツ大会宮城県選手団派遣 ・障害者スポーツ大会：延べ2,698人参加 ・スポーツ教室開催回数：延べ49回 等
	障害者芸術文化活動支援事業	障害者の芸術文化活動を行う事業所を支援する「支援拠点」を設置（相談支援、支援者の人材育成、展示会の開催、関係者のネットワークづくり）	運営委託 （NPO）エイブル・アート・ジャパン
	障害者芸術祭開催事業	障害のある人もない人も参加する「とっておきの音楽祭」の開催費用の一部を助成	主催：とっておきの音楽祭実行委員会

第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実

特別支援学校コーディネーターの幼稚園等への訪問・助言等による**切れ目のない支援体制の構築**、医療的ケアが必要な児童生徒のための学習環境整備や教職員への研修等による**多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現**、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒の交流等による**共生社会の実現を目指した理解の促進**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	発達障害早期支援事業	特別支援学校コーディネーターが、幼稚園・保育所を訪問し、課題解決の助言を実施	実施件数：215件（R4実績）
	特別支援学校医療的ケア推進事業	医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境を整備するため、看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導のもと、教員が看護師と連携してケアを実施する体制を整備	・医療的ケアを必要とする児童生徒に対しケアを実施：対象数延べ692人（実施校延べ96校） ・巡回指導医が医療的ケア実施校を巡回し、指導助言を実施：訪問回数延べ510回（対象校延べ80校）
	特別支援教育専門性向上推進事業	障害のある幼児児童生徒に対する校内支援体制の充実に向けたコーディネーターの養成や管理職・特別支援教育担当教員等に対する研修	・特別支援教育コーディネーター（新担当）：受講者数130人 ・新任管理職研修：受講者数138人 ※R4実績
	私立学校特別支援教育費補助	私立学校（特別支援学校、幼稚園等）における特別支援教育に要する経費について助成	・特別支援学校：延べ9校 ・幼稚園：延べ545園
	特別支援教育システム整備事業 （居住地校学習推進事業）	「共に学ぶ教育」の推進を図るため、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を行うことにより、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における特別支援教育に関する理解促進を図る。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンラインによる遠隔交流学習やビデオレター・手紙のやりとりを実施 ・交流先小中学校：延べ1,298校 ・参加児童生徒数：延べ1,907人
R5	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	視覚や聴覚に障害のある乳幼児に対して切れ目のない教育支援体制の充実、強化を図るため、乳幼児教育相談事業を担う視覚及び聴覚支援学校の教育相談担当教員の専門性を高め、質の高い地域支援の提供を行う。	・教育相談担当者の専門性向上に向けた専門家による校内研修等の実施 ・遠方の乳幼児を対象とした各地域における移動教育相談 ・早期教育に関する普及パンフレットの作成 等

企業向けセミナーの開催等による**啓発活動の推進**、企業向け雇用支援や障害者就業・生活支援センターの設置等による**障害者雇用率の向上（雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援）**、障害者工賃向上支援総合対策事業やみやぎ障害者ITサポート事業等による**福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5までの実績
～H 3 0	障害者雇用プラスワン事業	企業訪問による企業情報の収集・提供、雇用支援・助言、障害者雇用の普及・啓発のほか、セミナーや研修会、職場・学校見学会を実施	・訪問企業数：延べ1, 759件 ・企業向けセミナー開催数：延べ50回 ・学校見学会開催数：延べ70回 ・就職件数：延べ432件
	障害者就業・生活支援センター事業	障害者の職業生活における自立を目的として、障害者の雇用に関係する職場適応支援や就労や雇用に当たっての日常生活・社会生活上の支援を実施	・設置数：7か所（各圏域に1か所） ・登録数：3, 193人（R5） ・支援数：延べ114, 699件 ・就職数：延べ1, 696件
	障害者工賃向上支援総合対策事業	工賃向上に向けた経営力強化のための研修会の開催や専門家等のアドバイザー派遣、日本財団と連携し、BPOを活用した受注開拓、就労事業所のネットワーク強化、新たな業務の受注体制整備等を実施	BPO活用工賃向上モデル：延べ140件 （123事業所受注） 農福連携による工賃向上支援 ・アドバイザー派遣：延べ14事業所 等
	みやぎ障害者ITサポート事業	障害者向け基礎技能の習得を目的とした研修（IT講習会）及びより高度な技術を習得し、就労のためのスキルアップを目指す研修（スキルアップ研修）を実施	・訪問講習：受講者数延べ92人 ・スキルアップ講習会：受講者数延べ527人
R 4	働く障害者の官民応援による共生社会推進事業	参加企業からの業務受注機会の確保及び就労施設生産商品の社員向け販売機会の確保等を目指し、県内主要企業及び団体による福祉的就労施設応援団組織を結成	・受注実績：延べ528事業所

第3章 安心して生活するために

第1節 相談支援体制の拡充

相談支援従事者の育成や障害特性に応じた相談支援体制の充実等による**相談支援の充実強化、利用者本位のサービスの提供、地域支援体制の整備**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	サービス管理責任者研修事業	サービスの質の確保に必要な知識・技能を有し、個々の利用者の一連のサービス提供プロセス全般の責任を担うサービス管理責任者の養成研修を実施	・基礎研修：修了者数延べ1, 4 2 2人 ・実践研修：修了者数延べ5 2 5人 ・更新研修：修了者数延べ1, 8 2 5人
	障害者相談支援従事者研修事業	地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な各種サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること等、相談支援に従事する者の資質の向上を目的とした研修を実施	・初任者研修：修了者数延べ5 2 4人 ・現任研修：修了者数延べ4 7 7人 ・専門コース別研修：修了者数1 5 6人 ・主任研修：修了者数4 2名
	消費生活講座の開催	消費者被害の未然防止や対処法について出前講座等を実施	消費生活講座の開催：延べ2 0 回 (光明支援学校、障害者職業能力開発校、 県立支援学校岩沼高等学園、視覚支援学校、支援 学校仙台みらい高等学園 等)
	障害児等療育支援事業	各圏域に、障害者やその家族等が身近な地域で療育相談や指導が受けられる相談窓口を設置	相談件数 (H30～R5累計) 実件数1, 5 1 8件、延べ件数6、2 0 2件
R 元	発達障害者地域支援マネジャー配置事業	各圏域で中核となる事業所等に発達障害者地域支援マネジャーを配置	相談件数 (H30～R5累計) 実件数1, 0 6 5件、延べ3、6 2 8件
R 4	ヤングケアラー支援体制整備事業	学校等を通じた実態調査や市町村等への専門家派遣による助言、ヤングケアラーやその保護者を対象にした相談対応等を実施する民間団体の活動経費を助成	実態調査、関係機関職員研修、専門家派遣、民間団体と連携した相談支援等の実施 等

第2節 生活安定のための支援

障害基礎年金・特別障害者手当・特別児童扶養手当等の充実に関する国への継続的な働きかけ、障害者医療費助成制度の適正な運営や指定難病等の患者の通院介護に要する費用助成等による**経済的負担の軽減**、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への助成を通じた**生活福祉資金の貸付け**、自立支援医療費の給付や指定難病や小児慢性特定疾病等の治療に要する医療保険の自己負担分の助成等による**公費負担医療制度の運用**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	特別障害者手当等給付事業	重度の障害によって生じる特別の経済負担の一助として手当を支給	R5受給者数：延べ5, 5 1 1人
	障害者医療費助成事業	健常者に比べて医療を必要とすることの多い心身障害者が医療を受けた場合の自己負担分を助成	R5対象者数：4 4, 0 6 9人
	生活福祉資金貸付事業	障害者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行う社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の事務費等への助成	貸付実績（R5）：175件、95,549千円 ※低所得者世帯、高齢者世帯等への貸付けを含む。 ※ほか特例貸付の受付終了に伴う貸付原資の国庫返還が592,327千円
	精神通院医療費公費負担	精神科医療機関へ通院している自立支援医療費（精神通院医療）受給者の医療費を公費で負担	レセプト件数：3 3 1, 3 1 9件（R5）
	指定難病等医療費助成事業	原因が不明で、治療方法が確立していない指定難病等について、治療研究の推進及び患者・家族の経済的負担の軽減を図る。	医療受給者証交付者数（R5）：1 0, 7 4 8人

第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備

在宅サービス等の提供体制整備、障害福祉サービス事業所の創設や改修に要する費用への助成等による**地域における生活の場の確保**、家庭生活や社会生活に必要な訓練指導や講習会等の実施による**各種生活訓練等の充実、福祉用具の普及促進等**、船形の郷の再整備等による**施設入所支援の充実、介護人材の育成・確保とサービスの質の向上**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	介護・訓練等給付費	障害福祉サービスに係る県負担分 ・事業主体：市町村 ・負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4	サービス利用障害者数（R5）：1 8, 1 8 3 人
	障害者福祉施設整備費補助	社会福祉法人等が行う社会福祉施設等施設整備事業への助成（補助率：3 / 4）	実施法人：延べ 3 8 法人 障害福祉サービス事業所等の創設・大規模修繕等：延べ 4 3 件
	社会参加促進事業	視覚障害者、聴覚障害者、疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者等が家庭生活・社会生活に必要な訓練指導、講習会等を実施	講習会等（累計） ・視覚障害者：参加者延べ 1, 5 0 3 人 ・聴覚障害者：参加者延べ 2 0 8 人 等
	介護機器普及事業	福祉用具の展示、介護・住宅改修等の相談を実施	相談件数：累計 9 7 3 件
	県立障害児・者施設の管理運営	啓佑学園、第二啓佑学園、船形の郷、七ツ森希望の家、援護寮の運営	運営委託 （福）宮城県社会福祉協議会
	船形の郷（旧船形コロニー）再整備事業	船形の郷（旧船形コロニー）の施設・設備の老朽化に伴う建替え	進捗に応じ一部供用開始、R 6 全面供用開始
R 4	障害福祉サービスの質の向上のための介護人材の確保・育成支援事業	I C T 導入・活用等による業務改善、職場環境改善等の取組を支援	職場の業務改善支援セミナー：累計 4 回 業務改善・職場環境改善の個別支援：累計 2 8 事業所

第4節 保健・医療・福祉等の連携促進

保健・医療・福祉等の連携促進、救急医療体制の整備、精神疾患対策の拡充、発達障害に対する支援、高次脳機能障害に対する支援、医療的ケア体制の整備を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	健康増進事業等補助事業	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対し、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を実施	訪問指導（R5） ・実施市町村：25市町村 ・対象者：延べ1,606人
	精神障害者救急医療システム運営事業	精神科救急情報センターの運営や精神医療相談への対応、精神科救急医療確保（精神医療センター及び輪番病院における空床・診察医師確保）を実施	処置内容（R5）：相談80件、外来診断132件、入院172件
	心のケアセンター運営事業	みやぎ心のケアセンターの運営費助成等を実施	補助対象者 （公社）宮城県精神保健福祉協会
	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センター「えくぼ」を中核として、発達障害のある人やその家族、支援者等に対し、総合的な支援を実施	えくぼ（R5） ・運営委託：（福）宮城県社会福祉協議会 ・相談件数：実489件、延べ527件
	高次脳機能障害者支援事業	相談支援等を行うとともに、関係職員や従事者の資質向上を目的とした研修会等を開催	・相談件数：直接相談延べ440件 ・研修会：参加者667人
R 2	ひきこもり支援推進事業（ひきこもり居場所支援モデル事業）	社会参加や孤立防止のための居場所支援（北部・南部に1箇所ずつ設置（委託）し、民間団体に委託）	居場所支援（R5）：延べ816人
R 4	医療的ケア児等体制整備推進事業（相談支援センター運営）	医療的ケア児等とその家族が適切な支援を受けることができるようにするための支援センターを運営	運営委託 （一社）宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

第5節 防犯・防災対策の充実

交番相談員の体制強化等による**防犯対策の充実**、土砂災害危険箇所におけるハード対策や大規模地震時医療活動訓練への参加、土砂災害警戒区域の指定等による**大震災の教訓を踏まえた防災対策の充実**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R 5 までの実績
～H 3 0	県民からの相談対応体制の強化（交番相談員等）	警察安全相談、遺失・拾得取扱い、地理案内等を通じて、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、交番相談員の体制を強化	(R5実績) ・交番相談員（県内13警察署に36人（1交番欠員）配置） ・警察安全相談：512件 ・他意見要望：472件 ・遺失拾得：18,542件 ・地理案内：8,910件
	土砂災害危険箇所におけるハード対策	土砂災害の危険度や優先度等の高い箇所において、重点的に砂防えん堤等のハード整備を進め、効果的な土砂災害防止施設の整備を実施	(R5実績) ・急傾斜地崩壊対策事業：実施9箇所 ・砂防事業：実施5箇所、うち完了1箇所
	大規模災害時医療救護体制整備事業	大規模災害時に医療救護活動を迅速かつ的確に行うための体制整備を推進	・大規模地震時医療活動訓練：宮城県参加者延べ213名 ・東北ブロックDMAT参集訓練：宮城県参加者延べ188名
	土砂災害警戒区域等の指定	土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に土砂災害の危険性を周知	(R5実績) 土砂災害警戒区域64箇所を新規指定